

「信州の安心なお店」認証制度における認証基準の見直し

2022.07.01 産業労働部

1 目的

- ・ 「信州の安心なお店」認証（13業種）では、「業種別ガイドライン」や「国が示した認証基準例」において示されている対策をもとに、県の認証基準を定めている。
- ・ 一部、県が独自に求めている項目（「業種別ガイドライン」や「国が示した認証基準例」では求められていない項目）について、現下の状況で不要と考えられる項目を見直し、事業者や店舗利用者の負担軽減を図る。

2 内容

以下の2項目について、業種別ガイドラインで求められていない業種の認証基準から削除する（業種別ガイドラインで求められている業種については、基準を維持）。

項目	対応	変更する理由
連絡先記入票の設置	県認証基準から削除 (※1の業種)	<ul style="list-style-type: none">● 疫学調査重点化により、保健所による店舗での感染源調査・接触者調査はほとんど実施されていないため● 認証店としての感染対策が講じられている場合、別グループの利用客が濃厚接触者となる可能性が低いいため
ハンドドライヤーの利用禁止	県認証基準から削除 (※2の業種)	<ul style="list-style-type: none">● コロナ発生当初は、機器の水滴やエアロゾル発生による感染リスクが危惧されていたため利用中止とされていた● 適切な手洗いがされていればハンドドライヤーによるウイルスの飛散の可能性は小さいとされているため

※1 「連絡先記入票の設置」を削除する業種

飲食業・公衆浴場業

※2 「ハンドドライヤーの利用禁止」を削除する業種

宿泊業・カラオケボックス業・スポーツ施設提供業・療術業・文化芸術施設・

結婚式場業・クリーニング業

(※1、※2とも、上記以外の業種は業種別ガイドラインで対策が求められているため、県認証基準を維持)